

## 大阪市立〇〇学校体育施設開放事業にかかる 利用者の心得（見本）

施設の利用にあたっては、次の事項を遵守してください。違反した場合は、利用を差し止めることがあります。なお、この事業は、営利を目的とした個人または団体の利用は一切認めておりません。

1. 利用団体の責任者は、利用許可時間中、当該団体の指導監督にあたること
2. 学校への来訪にあたっては、自動車等を利用しないこと
3. 入退場は指定された出入口からまとまって入り、施錠や立ち番等、不審者侵入防止に万全を期すること
4. 許可された種目以外の運動をしないこと
5. 学校及び他団体の物品を許可なく使用しないこと
6. 決められた利用時間内での入退場を厳守すること
7. 指定された場所以外に立ち入らないこと
8. 施設及び設備などを破損もしくは亡失した場合は、ただちに実施団体および学校に報告のうえ自己の負担により速やかに原状に復すること
9. 活動中は、常に安全確保に留意すること
10. 予期しない災害、事故に備えて、スポーツ安全保険・損害賠償責任保険等に加入すること
11. 利用に伴う負傷や疾病については、利用団体の責任者が対処すること
12. 学校の敷地内は禁煙とする。なお、敷地外であっても、受動喫煙に影響が出る可能性がある場所での喫煙は控えること
13. 火気の使用、酒類の持ち込みはしないこと
14. ペット等、動物は持ち込まないこと
15. 利用後の後始末、清掃は利用者が行い、ゴミは持ち帰ること。特に運動場の土がトイレや校舎内に残っていないかどうかを確認すること
16. 後始末、清掃、戸締り、消灯、施錠等の確認と点検は、利用団体責任者が行うこと
17. 学校周辺住民に迷惑をかけないこと。特に、騒音や歓声には注意すること。（利用中に限らず、利用後も含めて。）苦情が寄せられた際には、ただちに利用団体責任者が対処するとともに実施団体へ報告すること
18. 学校の電話を使用したり、取り次いでもらったりしないこと。また、湯茶の提供は受けられないこと
19. 少人数の利用が常態の団体は、他団体との同時利用等、多くの人に参加できるよう協力すること
20. その他、実施団体の指示に従う